

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和2年8月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000039 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000010 号

第 1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 39 年 4 月までの請求期間、昭和 39 年 11 月及び同年 12 月の請求期間、昭和 44 年 12 月から昭和 45 年 5 月までの請求期間、昭和 52 年 7 月の請求期間並びに昭和 54 年 8 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 15 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 36 年 4 月から昭和 39 年 4 月まで
② 昭和 39 年 11 月及び同年 12 月
③ 昭和 44 年 12 月から昭和 45 年 5 月まで
④ 昭和 52 年 7 月
⑤ 昭和 54 年 8 月

私の国民年金については、手続や保険料納付など全て妻に行ってもらっていたが、A 市に引っ越して、5 年ぐらい経った後、A 市役所の職員から、国民年金に関する法改正があり、遡って保険料を納付できるようになったと教えてもらったことを記憶している。また、その際に聞いた保険料の金額は 30 万円を超えるぐらいであり、全ての保険料を納付することは大変だと思ったものの、未納であった期間の保険料を納付すれば将来年金が増える等の説明を受け、妻とも相談した結果、保険料を納付することにしたことも記憶している。この保険料が、請求期間①から⑤までのうち、どの期間の保険料であったかまでは不明だが、私自身も納付意思をしっかりと持っていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金受付処理簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号については、昭和 52 年 10 月頃、A 市において払い出されていることから、この頃に請求者の加入手続が行われ、昭和 52 年 8 月 1 日に初めて被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。その後、請求者の国民年金の被保険者資格に関する記録整備が平成 12 年 1 月に行われ、厚生年金保険被保険者

期間に合わせて、請求期間①から③までに係る被保険者資格を追加する事務処理並びに請求期間④及び⑤に係る資格取得日を変更する事務処理が行われていることが確認できるため、請求期間①から⑤までについて、請求者は、この平成12年1月の記録整備が行われるまで国民年金に未加入とされており、妻は、請求者に係る当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、この平成12年1月の記録整備時点において、請求期間①から⑤までの保険料については、既に2年の時効が成立しており、妻は、請求者に係る当該期間の保険料を遡って納付することはできない。

さらに、請求者は、A市役所の職員から、国民年金に関する法改正があり、遡って保険料を納付することができるようになった旨の説明を受け、請求期間①から⑤までの保険料について、遡って30万円を超える金額を納付することにしたとしているところ、請求期間⑤当時は、第3回特例納付制度（実施期間は、昭和53年7月から昭和55年6月まで）が実施されていた期間であるものの、上述のとおり、請求期間①から⑤までについては、平成12年1月の記録整備が行われるまで国民年金に未加入とされていることから、妻が請求者に係る当該期間の保険料を納付することはできない。

加えて、オンライン記録によると、請求者及び妻については、平成元年4月から平成3年2月までの保険料が、追納保険料として平成4年3月から平成5年3月までの間に遡って納付されている記録が確認でき、この平成元年4月から平成3年2月までの夫婦二人分の保険料の合計額は37万6,800円であることから、請求者が遡って納付することにしたとの記憶は、この一連の追納保険料のことを指していると考えられる。

その上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述のとおり、昭和52年10月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間①から⑤までの保険料が納付された形跡は見当たらず、妻が請求期間①から⑤までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①から⑤までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000025 号
厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000011 号

第 1 結論

昭和 48 年*月から昭和 58 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 28 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 48 年*月から昭和 58 年 2 月まで

私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳になった昭和 48 年*月頃に父親が A 市役所で行ってくれた。請求期間の保険料については、昭和 54 年 4 月に婚姻するまでは父親が、婚姻してからは主に元夫が納付しており、元夫の都合が悪いときは私が金融機関の窓口で納付していた。

以前、確認した際に請求期間の保険料は納付済みと記録されていたが、その記録が取り消されているので、調査の上、記録を訂正してほしいとして、訂正請求（1 回目）を行ったが、訂正をしない旨の決定をしたとする令和元年 12 月 18 日付けの通知を受け取った。

しかし、訂正をしないとされたことに納得ができない。当時、父親が経営していた会社が B 市にあったので、私の国民年金の加入手続を父親が B 市役所で行い、保険料納付については、同市役所の窓口又は同市内の金融機関で納付を行ってくれていた可能性が考えられる。また、父親から婚姻してからも 3 年くらいは、保険料の面倒を見てやると聞いていたので、請求期間のうち、昭和 48 年*月頃の加入手続時から婚姻後の昭和 57 年 4 月頃までは、父親が保険料を納付してくれていたのではないかと思う。再度、訂正請求（2 回目）をするので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、1 回目の訂正請求において、自身の国民年金の加入手続は、父親が A 市役所で行い、請求期間の保険料については、昭和 54 年 4 月に婚姻するまでは父親が、婚姻してからは主に元夫が納付しており、元夫の都合が悪いときは自身で金融機関の窓口で納付していたなどの主張をしているほか、以前、確認した際に請求期間の保険料は納付済みと記録されていたが、その記録が取り消されたなどの主張をしている。

この請求者の主張に対して、i) 請求者は、保険料の納付状況については明確

に記憶しておらず、父親は既に亡くなっており、元夫に聴取しても、請求者に係る保険料納付について具体的な陳述を得ることはできず、請求期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明であること、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 5 月頃に A 市において払い出されており、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和 58 年 3 月 19 日に被保険者資格を取得する事務処理が行われたとみられることから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求者、父親及び元夫は請求期間の保険料を納付できなかったと考えられること、iii) 請求者の国民年金の被保険者資格取得日は、元夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 58 年 3 月 19 日と同日とされているところ、請求者は、元夫が厚生年金保険の被保険者であった期間は国民年金の任意加入対象者に該当しており、制度上、遡って被保険者資格を取得できないことから、昭和 58 年 5 月頃の加入手続において、昭和 58 年 3 月 19 日を請求者の資格取得日とした事務処理に不自然な点はないこと、iv) A 市における請求者の国民年金被保険者名簿及び昭和 57 年度国民年金印紙検認状況表からは、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらず、戸籍の附票により、請求期間のうち一部期間は C 町に住所を定めていたことが確認できるものの、請求者の同町における国民年金被保険者名簿等の帳簿類は索出されないことから、請求期間の保険料が納付済みとされていたとする事情は見いだせないとして、既に令和元年 12 月 18 日付けで、訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、自身の国民年金の加入手続については、父親が B 市役所で行い、保険料納付については、同市役所の窓口又は同市内の金融機関で行っていた可能性もある旨の主張をし、父親が保険料納付を行っていた時期については、昭和 48 年*月から婚姻（昭和 54 年 4 月）までとしていたものを、昭和 48 年*月から昭和 57 年 4 月頃までとした上で、2 回目の訂正請求を行っている。

しかしながら、請求者は、請求期間について、B 市には一度も居住したことはない旨陳述している上、戸籍の附票によれば、請求者は、請求期間について、A 市又は C 町に住所を定めていたとみられ、B 市に居住していた形跡は確認できないところ、国民年金の加入手続は、制度上、被保険者の住所地の市区町村で行うこととされていることから、父親は、B 市で請求者の加入手続を行うことはできなかったものと考えられる。

また、A 市の国民年金被保険者名簿、国民年金保険料収入台帳及び国民年金印紙検認状況表によれば、父親は、請求期間中、同市において国民年金の被保険者とされ保険料を納付していることを踏まえると、父親が B 市で請求者の加入手続を行い、保険料を納付したとする事情はうかがえない。

このほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含め、再度検討したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。